

川越町新型コロナウイルス感染症防止等対策費用補助金 Q&A

1	Q	すでに購入した経費についても申請可能ですか？
	A	令和3年4月1日以降に支払手続が完了した経費が対象となります。ただし、領収書・レシート、物品の写真等が必要となります。
2	Q	交付されない場合がありますか？
	A	補助対象者、補助対象経費等の内容が要件に合致しない場合、交付されない場合があります。申請のご案内の要件等を確認のうえ申請してください。不交付の場合のみ、結果を通知します。
3	Q	補助上限額5万円、補助率4/5というのはどういう意味ですか？
	A	補助金額は、補助対象経費（税込）に5分の4を乗じた金額となります。ただし、補助上限額は5万とします。（例えば、補助対象経費が10万円の場合、5分の4を乗じた金額は8万円となりますが、この場合、補助上限の5万円が補助金額となります。）
4	Q	大企業は対象ではないですか？
	A	大企業は対象となりません。中小企業、小規模企業、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人、生活協同組合、事業協同組合、農業協同組合等が対象です。
5	Q	マスクや消毒液は対象になりますか？
	A	マスク、消毒液、ペーパータオル、フェイスシールド等の消耗品は対象となりません。
6	Q	パソコン、タブレットは対象になりますか？
	A	パソコン、タブレット、ネットワーク関連機器、車両、バイクなどの汎用性のある物品は対象となりません。
7	Q	換気扇を設置したいのですが、設置費も対象になりますか？
	A	物品の購入に要する費用のみが補助対象経費となります。設置費、送料、委託費、外注費、工事費（抗ウイルス施工等、物品購入を伴わないもの）、人件費、修繕費、振込手数料、公租公課等は対象となりません。
8	Q	ソフトウェアも対象となりますか？
	A	パッケージソフトウェアに限りソフトウェアも対象となります。開発等が必要な専用ソフトウェアは対象となりません。

9	Q	申請は、どのように行いますか？
	A	郵送にて提出してください。 ※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。 【郵送先】〒510-8588 三重県三重郡川越町大字豊田一色 280 番地 川越町役場 産業建設課
10	Q	申請に必要な書類は何ですか？
	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川越町新型コロナウイルス感染症防止等対策費用補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）</li> <li>・補助対象経費の支払が確認できる書類の写し（領収書・レシート等の写し）</li> <li>・同意書（様式第2号）</li> <li>・申請チェックリスト（様式第3号）</li> <li>・直近の確定申告書別表1（法人）又は第1表（個人）の写し等</li> <li>・振込先口座の通帳の写し</li> <li>・補助対象経費に係る物品を示す写真</li> </ul>
11	Q	店舗が複数あるのですが、店舗ごとに申請はできますか？
	A	1事業者あたり1回限りとし、2回以上の補助金交付申請を行うことはできません。
12	Q	クレジット払いでの支払いも対象となりますか？
	A	申請者の名義のクレジットカードによる支払であれば対象となります。申請者と違う者の名義のクレジットカードによる支払は対象となりません。なお、引き落とし日ではなく、決済日をもって支払が完了したものとみなします。
13	Q	物品がまだ手元に届いていないが、先に申請ができますか？
	A	必要書類として購入した物品等の写真を添付していただく必要があります。物品がお手元に届いたのち、物品の写真を撮影していただき、全ての書類を整えたのちに申請してください。
14	Q	ポイント払いは対象になりますか？
	A	ポイントを物品の購入代金に充てた場合、補助対象経費の対象とはなりません。
15	Q	別表の対象外経費にある「業務で使用している既存物品の買い替え」とはどういう意味ですか？
	A	従前より設置している機器を更新する場合については、更新の前後で感染症防止対策の内容に変わりがないため、当補助金の目的である「さらなる感染症防止対策」に該当せず、対象外としています。
16	Q	申請書類等はどこで入手できますか？
	A	町のホームページからダウンロードしていただきたくか、役場 3 階産業建設課の窓口で配布します。